力熊本県公報

号外 第 1 号 平成 17 年 1 月 1 日 (土) (毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 芦北町と熊本県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約 · · · · · · (市町村総室) 1 登 載 依 頼
- 〇熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又 は警備区域の一部改正……………………………………………………(公安委員会) 1

告 示

熊本県告示第 1240 号の 3

地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 7 条第 4 項及び地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 14 の規定により、芦北町の公平委員会の事務を次の規約により受託した。

平成 17 年 1 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

芦北町と熊本県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約 (公平委員会の事務の委託)

- 第1条 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第7条第4項の規定に基づき、芦北町 (以下「甲」という。) は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を熊本県(以下「乙」という。) に委託する。 (経費)
- 第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。
 - (その他必要な事項)
- 第3条 この規約に定めるもののほか委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附則

この規約は、平成17年1月1日から施行する。

登載依頼

熊本県公安委員会告示第1号

平成6年10月28日熊本県公安委員会告示第12号(熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域)の一部を次のように改正し、平成17年1月1日から施行する。

平成17年1月1日

熊本県公安委員会委員長 松 村 敏 人

1の表芦北警察署小田浦駐在所の項中「同田浦町」を「同に、「田浦町」を「芦北町」に改め、同表芦北警察署田浦駐在所の項所管区域の欄を次のように改める。

芦北町大字田浦、田浦町、横居木、波多島、

井牟田

1 の表備考中「平成 16 年 11 月 1 日」を「平成 17 年 1 月 1 日」に改める。